

# 休日保育のご案内

## 休日保育事業実施保育園

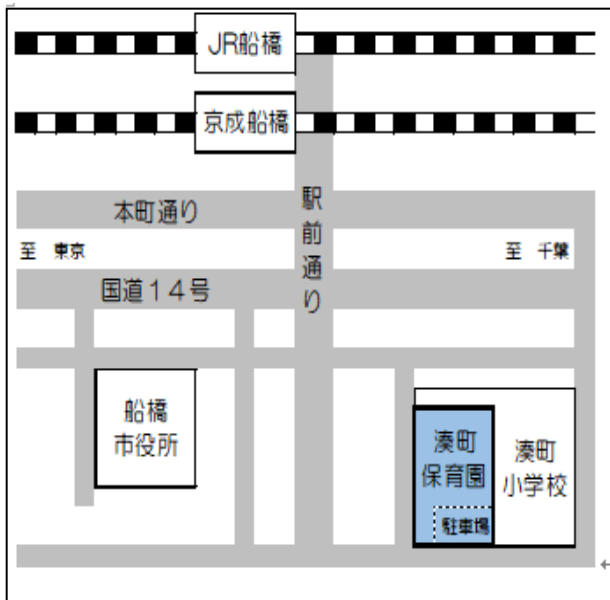
### <湊町保育園>

※令和5年10月1日から令和6年3月31日まで

湊町1-16-23

電話047-431-5085

(休日保育専用)



問合せ時間

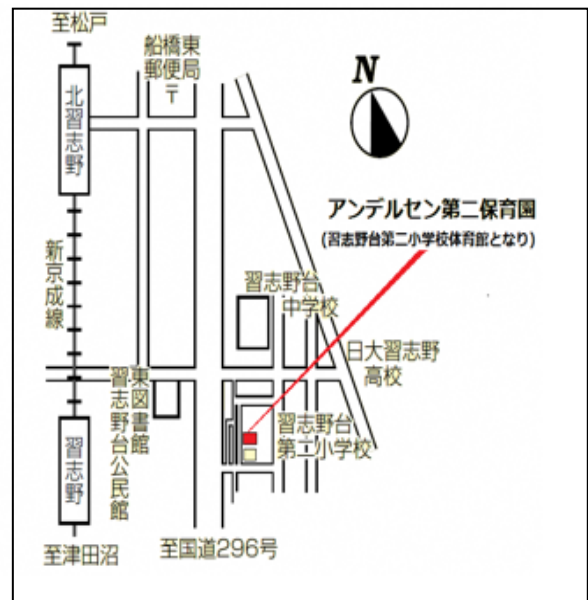
平日の9:00から17:00まで

### <アンデルセン第二保育園>

習志野台5-43-3

電話047-468-4684

(休日保育専用)



問合せ時間

平日の12:30から14:30まで

お問い合わせ：船橋市こども家庭部保育入園課

電話047-436-2329

## 休日保育とは

現在、認可保育園・認定こども園等を利用しているお子様を、平日だけでなく休日も保護者の方の就労等によりご家庭で保育できない場合、保育園でお預かりします。

次の条件全てに該当するお子様が対象になります

- |   |
|---|
| 1. 市内の認可保育園・認定こども園・小規模保育・家庭的保育を利用しているお子様または市内在住で市外の認可保育園・認定こども園・小規模保育・家庭的保育を利用しているお子様 |
| 2. 平日保育園等に通っているのと同じ理由により、休日においても家庭で保育することができないお子様                                     |

※認定こども園に在園しているお子様のうち、2号・3号認定を受けているお子様に限り、休日保育を利用できます。

## ご注意

- ・休日保育実施園以外の認可保育園・認定こども園等に在園しているお子様も、条件を満たしていれば利用できます。
- ・上記の条件を満たしていても、お子様の健康状況等から、休日保育実施園が受け入れを困難であると判断した場合にはお預かりできません。
- ・一時預かりとは異なりますので、お子様を家庭で保育できない理由が平日と休日では異なる場合には利用できません。  
例) 平日、保護者の就労が理由で保育園を利用しているが、休日に用事があって出かけるので保育園に預けたい。 → 利用できません。

## 利用日

日曜日及び祝日（1月1日から3日を除く）、年末（12月29日から31日）

## 利用時間

午前7時から午後7時まで

※ただし、勤務時間や通勤時間等を考慮し、必要と認められる時間のみのご利用となります。

※上記時間を超える利用はできません。必ず午後7時までにお迎えにきてください。

## 昼食

給食の提供はありませんので、お弁当を持参してください。

## 利用料

利用の当日、お子様をお預けになるときに、休日保育実施園にお支払ください。

3歳未満児	1日	2,700円
3歳以上児	1日	1,500円

※年齢区分は、利用する年度の初日現在の満年齢です。年度の途中で誕生日を迎えても、年齢区分による利用料に変更はありません。

※交通機関の遅延等、やむを得ない理由で利用時間をこえた場合、休日保育実施園が定める延長料金を別途徴収します。料金等の詳細については休日保育実施保育園にお問い合わせください。

※実際に利用した時間が短くても上記の利用料となりますので、予めご了承ください。

※生活保護法による被保護世帯のお子様の利用料は無料です。「生活保護受給証明書」を利用日当日にお持ちください。

※上記利用料のほか、休日保育実施園の定める実費をいただく場合があります。詳細は休日保育実施園にお問い合わせください。

## 利用の手続き

○申し込み期間 利用を希望する日の前月の1日から希望日の7日前（利用日を含まない）まで

○申し込み方法 アンデルセン第二保育園 ⇒ インターネットにてお申込みください。  
湊町保育園 ⇒ 電話（047-431-5085）にてお申込みください。

○申し込み手続き

### 1. 初めて申し込むとき

※迷惑メール対策でドメイン指定をされている場合、メールが受信できないことがありますので、[staff@f-kosodate.net](mailto:staff@f-kosodate.net) を受信設定してください。

・アンデルセン第二保育園はインターネット、湊町保育園は電話にて面接日の予約をしてください。

※アンデルセン第二保育園にお申し込みの方は、必ず利用日の予約もしてください。

・利用要件の確認及びお子様の面接をさせていただきます。下記の書類をお持ちのうえお子様をお連れになって休日保育実施園で面接を行ってください。

(1)保護者の方にご用意いただくもの

母子健康手帳、健康保険証

(2)各保育園・認定こども園等に置いてあるもの

（無い場合は、保育入園課までご連絡ください。）

①休日保育登録票

②家族状況票（休日保育用）

③児童の健康状況調書

④児童の在園確認書（アンデルセン第二保育園のみ）

※事前に現在利用している保育施設で確認を受けてください。

以降毎月初めの利用日に提出していただきます。

⑥利用理由を証明するもの

就労証明書（休日保育専用）

※事前に保護者の就労先で証明を受けてください。就労以外の理由で利用する場合は、証明するものとして診断書などが必要となります。なお、面接日から起算し3カ月以内の証明書をお持ちください。

(3)その他、休日保育実施園が必要と認める書類等

・登録完了後に、休日保育実施園から休日保育登録済証明書が発行されますので、なくさないように保管してください。

### 2. 2回目以降の申し込み

アンデルセン第二保育園をご利用の方は、インターネットにて予約システムにログイン

ンし、利用の予約をしてください。

湊町保育園をご利用の方は、電話にて利用の予約をしてください。

## 利用にあたって

1. 事前の面接は平日に行います。面接の際はお子様を同伴してください。
2. 休日保育には専用の就労証明書があります。認可保育園等の申請用の就労証明書は使えませんので、ご注意ください。  
新年度に入った時と就労先が変わった時は、就労証明書を再度提出していただきます。
3. アンデルセン第二保育園をご利用の場合、児童の在園確認書は面接時及び毎月初めの利用日にご提出ください。提出がない場合は、利用をお断りすることがあります。
4. 生活保護受給世帯につきましては、生活保護の受給証明の提出が必要です。
5. 持ち物その他については、休日保育実施園により異なります。各施設にお問い合わせください。
6. 連絡なくキャンセルされるなど、休日保育実施園の基本的なルールに従っていただけない場合、次回からのご利用をお断りする場合がありますのでご注意ください。
7. 入園直後は、保育園での生活に慣れていないため、入園した月の20日以降からのご利用となります。
8. 平日の保育園・認定こども園への通園に引き続き、長期間連続しての利用はお子様への負担が大きくなりますので、休日保育のご利用の際にはご注意ください。
9. 19時を過ぎて利用することは原則として認められませんので、必ず19時までにお迎えにきてください。
10. 台風や大雨発生等の自然災害の状況を踏まえ、自然災害の発生が予想される場合は、臨時休園となる場合があります。

## 利用のご相談

利用可能日についてのご相談は、利用を希望される休日保育実施園にお問い合わせください。  
電話番号・問合せ時間等は、表紙をご確認ください。

## 予約システム

利用をご希望の園のURL及びQRコード（以下参照）よりホームページにアクセスし、手続きを行ってください。

※予約システムが開けない場合は、お問合せ時間内に実施園までお問い合わせください。

＜アンデルセン第二保育園＞

<http://www.f-kyujitsu.jp/an2kyujituhoku/>



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。